

地域のみんなであい



6月は強化月間です
3年目を迎えた災害時要援護者登録制度

平成18年からスタートした災害時要援護者登録制度は3年目を迎えました。5月末現在で371人のかたが登録しています。

この登録制度は、本人の同意をもとに一人暮らしの高齢者や障害者を持つかたなど災害時に支援が必要なかたを自治会単位で登録し、日ごろの見守り活動や防災訓練などを通じて被害を最小限に防ぎ仕組みづくりを進めていくものです。

この制度を充実させていくために、6月を強化月間として自治会をはじめとする関係機関が積極的に取り組んでいきます。

☎ 福祉課 ☎ 84・0316



昨年の避難誘導訓練

登録をしましょう

自治会福祉部や防災部、民生委員などが対象となるかたを戸別訪問します。登録の締め切りは6月末です。

登録を希望されるかたはお気軽に自治会や民生委員、町などに声をかけてください。

防災訓練で実施

8月31日(日)に実施する防災訓練では、この登録制度をもとに災害時要援護者対策訓練を充実させていきます。対象者は実際に、地域での避難誘導訓練や災害時要援護者拠点施設である福祉会館への避難誘導訓練に参加してもらいます。



要援護者の受付訓練会場

地域は自分たちで守る

災害時要援護者の防災対策は、地方公共団体とコミュニティが一体となって、きめ細かな配慮をすることが重要です。

全国の多くの地域には、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織やボランティア団体のかたがたが大勢います。災害時要援護者を災害から守っていくためには地域住民一人一人の日ごろからの心がけと災害時の冷静かつ適切な行動が必要です。

そのためには、住民の皆さんには、それぞれの地域で実施される防災訓練や講習会などに積極的に参加してもらい、防災知識や技術の習得、避難場所や経路の確認に努めるとともに、災害時に手助けの必要な人が近所にどれだけいるか、また、そうした人たちに自分はどうな支援ができるか一度考えてみましょう。

地域のみんで協力する制度

一昨年、町は自治会(自主防災会)や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など

と協力しながら、「災害時要援護者登録制度」をスタートさせました。これは、要援護者の了解を得ながら、申出書などにより情報を収集し、安否確認や避難誘導、災害時要援護者拠点施設への移送などの訓練を繰り返しながら、災害の初動期に有効となる「共助」をより充実させていくものです。

災害時要援護者登録制度で得られた情報は、町だけでなく自治会など関係機関が共有するものとし、対象者本人にもその旨同意してもらおうこととしています。

今年、すでに申し込まれたかたへの訪問活動とともに新たに対象となりうるかたの新規登録にも取り組んでいきます。

対象となるかたは

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で日常的に近所のかたや民生委員などの見守りが必要なかた
- 認知症や寝たきりの高齢者などで民生委員などの見守りが必要なかた
- 障害を持っていて支援が必要なかた

民間の協力により、地域防災の充実を

消防団協力事業所に

(株)明治ゴム化成と日本製紙クレシア(株)開成工場を認定

4月13日(日)に開成小学校で町消防大会を開催し、消防団協力事業所表示証の交付式が行われ、町長から(株)明治ゴム化成と日本製紙クレシア(株)開成工場に表示証を交付しました。

この制度は、全国の消防団員が年々減少し、また消防団員の約7割がサラリーマンという状況の中で、従業員が消防団に入団しやすい環境づくりや消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境づくりの協力を行っている事業所に対し、「協力事業所」



右から(株)明治ゴム化成 原取締役、露木開成町長、日本製紙クレシア(株)大村開成工場長

として表示証を交付するものです。これは、協力事業所の社会貢献を広報して地域住民や他の事業所の理解を一層深めることにより、団員の確保など地域防災の充実を図ることを目的としています。

平成19年1月から総務省消防庁が運用を開始し、町でも同年4月に実施要綱を制定しました。

表示証交付対象事業者は、「従業員等が消防団員として、相当数入団している」「従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる」「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている」「地域の消防防災体制の充実強化に寄与している」などの認定基準のいずれかに適合し、事業所からの申請または消防団長などの推薦を受けて町が認定します。

町では、今後も消防団協力事業所として認定した事業所を皆さんにお知らせいたします。

☎ 環境防災課 ☎ 84・0314